

告 示

埼玉県告示第百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス七本本店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八百六十九番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 廃棄物減量化及びリサイクルの取組に関する事項について

① 廃棄物処理等に関して、「容器リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」に加え、「プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）」の趣旨を踏まえた取組に配慮すること。

② 廃棄物について、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底するとともに、運搬について一般廃棄物は「町」の収集・運搬許可業者に、産業廃棄物は「県」の収集・運搬許可業者に委託のうえ、適正に処理すること。

(2) 騒音問題への対応策について

荷さばき車両等の騒音については、周辺住民等への影響に配慮すること。特に、早朝や夜間等については、基準値内の騒音レベルであっても苦情の原因となることが懸念されるので、周辺住民等の理解を得るなど、地域との良好な関係構築に努めること。

(3) 交通安全への対応策について

前面道路（町道二百三三号）については、小中学校の通学路ともなっているので、出入りする車両等に対して、安全確認の注意喚起対策を図ること。

二 縦覧期間

令和五年二月七日から令和五年三月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所